チェックシートG (管理型埋立処分場)

規則第12条の7の2 第8号

	<u> </u>	公開期日
イ	埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
	最終処分基準省令第1条第2項第7号に規定する擁壁等を定期点検に関する次に掲げる事項 (1)点検を行った年月日及びその結果 (2)点検を行った結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合 に措置を講じた年月日及び措置の内容	(1) 点検を行った日の属 する月の翌月の末日 (2) 措置を講じた日の属 する月の翌月の末日
	最終処分基準省令第1条第2項第9号の規定する遮水工の定期点検に関する次に掲げる事項 (1)点検を行った年月日及びその結果 (2)点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置内容	(1) 点検を行った日の属する月の翌月の末日(2) 措置を講じた日の属する月の翌月の末日
	最終処分基準省令第1条第2項第10号及び維持管理基準省令第1条第1号の 規定による地下水の水質検査に関する次に掲げる事項 (1)水質検査に係る地下水を採取した場所 (2)水質検査に係る地下水を採取した年月日 (3)水質検査の結果を得られた年月日 (4)水質検査の結果	水質検査の結果の得られた 日の属する月の翌月の末日
1	最終処分基準省令第1条第2項第14号ハ及び維持管理基準省令第1条第3号ロの規定による放流水の水質検査に関する次に掲げる事項(1)水質検査に係る放流水を採取した場所(2)水質検査に係る放流水を採取した年月日(3)水質検査の結果を得られた年月日(4)水質検査の結果	日の属する月の笠月の木日
ホ	最終処分基準省令第1条第2項第11号及び維持管理基準省令第1条第2号の 規定による地下水の水質検査の結果、悪化が認められる場合におけるその原因 の調査、その他生活環境の保全上必要な措置に関する次に掲げる事項 (1)措置を講じた年月日 (2)措置の内容	措置を講じた日の属する月 の翌月の末日
<	最終処分基準省令第1条第2項第13号の規定による調整池の定期点検に関する次に掲げる事項 (1)点検を行った年月日及びその結果 (2)点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を 講じた年月日及び措置の内容	(1) 点検を行った日の属する月の翌月の末日 (2) 措置を講じた日の属する月の翌月の末日
1	最終処分基準省令第1条第2項第14号ロの規定による浸出液処理設備の定期 点検に関する次に掲げる事項 (1) 点検を行った年月日及びその結果 (2) 点検の結果、浸出液処理設備の機能に異常が認められた場合に措置を 講じた年月日及び措置の内容	(1) 点検を行った日の属する月の翌月の末日(2) 措置を講じた日の属する月の翌月の末日
チ	(2) 点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異常が認められた場合に 必要な措置を講じた年月日及び必要な措置の内容 ※9月30日までは公開情報に本事項は含まれません	(1) 点検を行った日の属する月の翌月の末日(2) 措置を講じた日の属する月の翌月の末日
IJ	最終処分基準省令第1条第2項第19号の規定による残余の埋立容量に関する 測定(1回/年以上)を行った年月日及びその結果	測定結果の得られた日の属 する月の翌月の末日